

令和6年度 藤岡市鬼石多目的ホール定期使用団体登録制度 説明資料

1 登録申請書の提出について

- (1) 提出期間 令和6年1月13日（土）～28日（日） 月曜を除く午前9時～午後5時
提出場所 多目的ホール事務棟カウンター
提出書類 定期使用団体登録申請書、会員名簿、定期使用希望日確認用カレンダー、（有れば）会則
○登録された場合は登録許可書を送付します。
○登録されない場合は電話連絡します。
○定期使用日の調整が必要となった場合は該当団体と調整します。
- (2) 登録団体は使用開始月分の使用料を使用開始前月末までに納入してください。

2 登録申請に関する注意事項

- (1) 定期使用日について
- ① 当館の休館日は月曜日（ただし月曜日が祝日の場合は直近の平日が休館日となります。）
年末・年始の休館日は12月28日～1月4日までです。
 - ② 土曜日・日曜日及び祝日は開館日です。
- (2) 「定期使用団体」とは（内規第2条）
- ① 団体の会員数はおおむね10人以上。
 - ② 代表者は市内在住とする。
 - ③ 会員の5割以上が市内に在住、在勤、在学であること。
- (3) 登録団体は毎月の使用許可申請は不要とする。（内規第4条第5号）
- (4) 使用料の納付は月ごととし、納付期限は前月の月末までとする。
使用料の納付期限を守れない場合は、登録を取り消す場合がある。（内規第5条第1号）
- (5) 登録団体の使用時間は、午前9時より午後9時30分とする。
使用時間には器具の撤収、清掃及び駐車場より車を出す時間も含まれる。
- (6) 奉仕作業について、必ず参加すること。また、参加人数は5名とする。（内規第4条第4号）
- (7) 使用日の変更（取消）は事務棟（Tel0274-20-3011）に3日前までに必ず連絡すること。

3 その他の注意事項

- (1) 代表者は会員に注意事項等を周知してください。
- (2) 使用後は速やかにお帰りください。特に夜間に使用する団体は必ず守ってください。
- (3) 日誌は必ず記入してください。